

幼児教育・保育の無償化のための 「施設等利用給付認定」のご案内

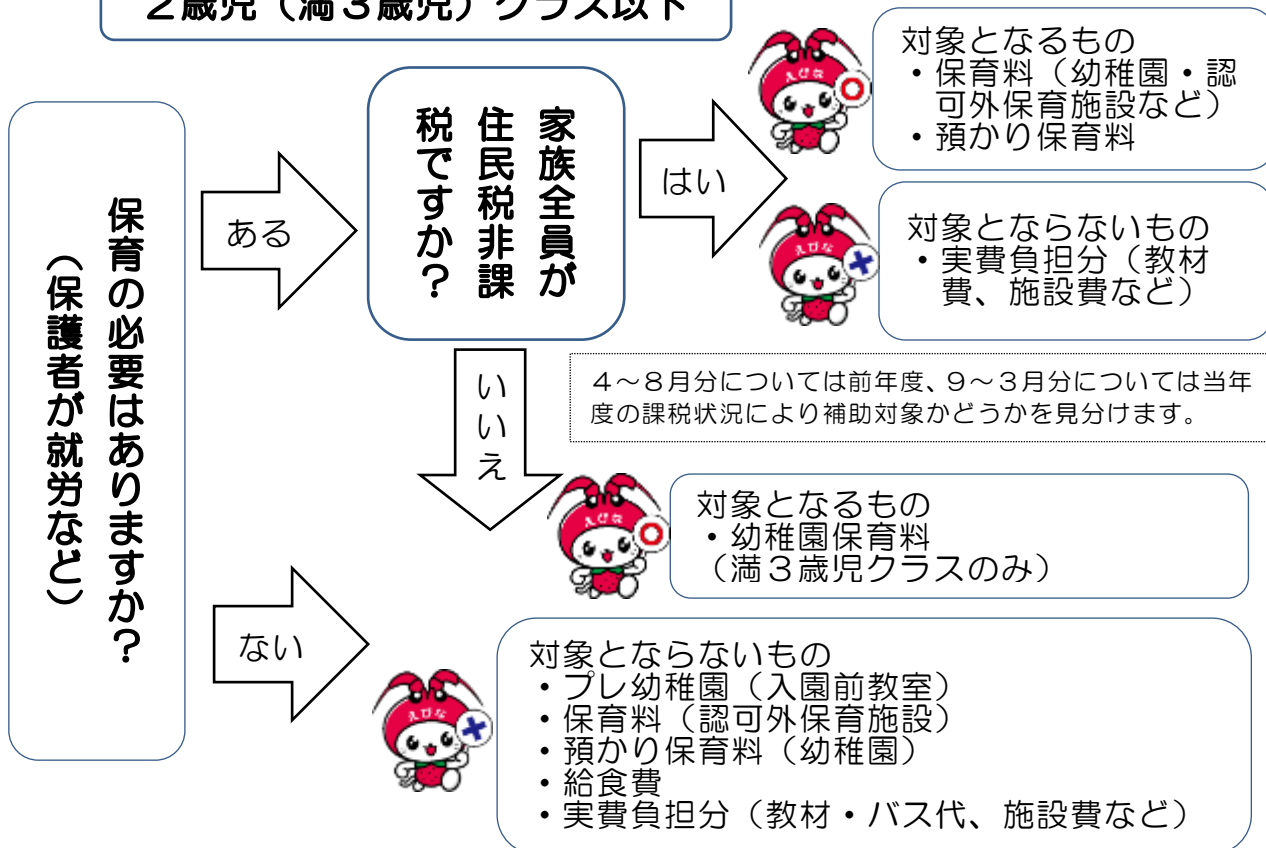
幼児教育・保育の無償化により、保育料等について、一定の条件を満たすと**補助が受けられます**。幼稚園の基本料金は、割引後の金額で請求されます。また、**保育を必要とする条件を満たす場合**、預かり保育の補助を受けられます。一部の認可外保育施設の基本料金も、保育の必要性がある場合、補助対象となります（上限額あり）。

無償化の対象 いずれも上限額があります！

3歳児（年少）クラス以上



2歳児（満3歳児）クラス以下



保育を必要とする条件

その児童の保護者及び同居する 18 歳以上 60 歳未満の家族が、次のいずれかの事情に当てはまる方です。

	事 由	条 件	必要な書類
1	就労	1 月に 64 時間以上労働することを常態とすること。	就労証明書
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（予定日の前後 8 週）	母子手帳の写し
3	疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。	診断書 又は 障がい者手帳の写し
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	介護・看護の状況を記した申立書 と 診断書又は障がい者手帳の写し
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明書
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	特になし
7	就学・職業訓練	学校や、これらに準ずる教育施設に在学していること。 職業訓練を受けていること。	在学証明書又は学生証の写し と 時間割の写し

※ 保育が必要なことを証する書類の提出が間に合わない場合にあっては、「求職活動中」で認定します。この場合、有効期間は原則 1 か月ですので、1 か月以内に他の事由に切り替えることが必要です。

○自営業の方へ・・・

・就労証明書をご自身又は親族の方が記載する場合、開業・法人届や営業許可書等の追加書類が必要です。

保育認定を受けると・・・

◆ 幼稚園の方は・・・

- ① ご利用中の幼稚園の預かり保育が、上限額の範囲内で補助対象となります。
- ② 他の施設との併用は、補助対象とはなりません。ただし、預かり保育がない又は実施日数が少ない幼稚園（相模みのり幼稚園など）に限り、他の施設の利用分を合算できます。

◆ 認可外保育施設の方は・・・

- ① 無償化対象施設をご利用で、保育の必要性の認定を受けている場合、基本の保育料が補助対象となります（上限額あり）。保育所等に在園しておらず、一時預かりを利用する場合で、保育の必要性の認定を受けている場合も同様です。
- ② 対象となる施設かどうかは、施設が所在する市町村役場にお尋ねください。



この補助を受けるには、事前に認定が必要です。「認定の申請方法」のとおり、申請をお願いします。また、補助の受け方は、施設によって異なります。詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。
保護者から市に直接請求する場合は、「補助の受け方」をみてくださいね。

支給認定証のみかた

平成33-
児童福祉

令和 元年 9月24日

児童福祉課
内務課

支給認定証

支給認定証番号 第 000000000000147 号

児童の氏名
及び生年月日

保護者の氏名
及び生年月日

居住地 海老名市

① 支給認定区分 施設利用給付認定・3歳以上保育

② 保育を必要とする事由 就労

【有効期間】
令和 元年 9月 1日 から 令和 4年 3月31日 まで

【注意事項】
1. 本認定証は、施設への入所を認めるものではありません。
2. 支給認定証については、施設への入所を認める必要となりますので有効期限内
は大切に保管してください。

児童福祉課 児童福祉課長 田中 三郎 様
〒243-0292 海老名市中央3-7-7
電話 046-852-2111

① 支給認定区分

支給認定区分	認定内容
施設利用給付 認定・教育	幼稚園の通常時間のみ対象 預かり保育は、自己負担です。
施設利用給付認定 ・3歳以上保育	上限額の範囲内で、預かり保育 の補助対象です。
施設利用給付認定 ・3歳未満保育	上限額の範囲内で、預かり保育 の補助対象です。

② 保育を必要とする事由

「就労」等、保育を必要とする事由が表示されます。

認定の申請方法

保育の必要性があり、認定を受けたい（変更したい）ときは、手続きが必要です。

◆ 必要書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼支給認定（現況）申請書
- ② 保育の必要性を証する書類（就労証明書など）

①と②を、えびなこどもセンターに**郵送**で提出してください。

◆ 締め切り

前月末日まで（必着）

※ 期限を過ぎると、翌月から切り替えます。その間、補助は受けられませんので、お早めに申請をお願いします。



補助の受け方

◆ 幼稚園

- ① 毎月の保育料は、すでに割引されています。上限額を超える経費、施設費など、残りの部分のみを幼稚園にお支払いください。
- ② 預かり保育料は、対象の方のみ市から補助がでます。保護者から市に直接請求する場合は、一度幼稚園にお支払いの上、次のとおり市に請求をお願いします。
※補助の受け方は施設によって異なります。詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。

◆ 認可外保育施設・一時預かりなど

- ① 保育料は、対象の方のみ市から払い戻します。一度保育園にお支払いの上、次のとおり市に請求をお願いします。

市への請求方法

◆ 必要書類

- ① 子育てのための施設等利用費請求書（こどもセンターで配布／市HPに掲載）
- ② 特定子ども・子育て支援提供証明書（園から交付を受けてください。）
- ③ 領収書（園から交付を受けてください。）
- ④ 振込口座のわかるもの（通帳のコピーなど）・・・初回/振込先変更時

※ ①には、2度目以降も振込先口座情報を記載してください。

※ ②と③は、園によっては1枚になっています。

①～④を、えびなこどもセンターに**郵送**で提出してください。

◆ 締め切り

毎月10日まで（必着）に提出され、不備がないときは、その月の月末までに申請書に記載の口座に振り込みます。10日を過ぎると、翌月末払いとなります。請求は、毎月でも**1年分をまとめてでも大丈夫**です。

なお、**前年度の書類は、原則5月10日まで（必着）**にご提出をお願いします。

※ 給付費の申請が可能な期間は、対象施設の利用から2年間です。

◆ 補助金額

令和8年9月までの利用分

幼稚園の預かり保育	認可外保育施設・一時預かりなど
・1か月あたり450円×利用日数 ・実際に幼稚園に支払った額 ・1か月あたり11,300円 のいずれか低い額です。	・実際に保育園に支払った額 ・1か月あたり37,000円 (2歳児クラス以下の認定の方は42,000円) のいずれか低い額です。

令和8年10月以降の利用分

幼稚園の預かり保育	認可外保育施設・一時預かりなど
・1か月あたり490円×利用日数 ・実際に幼稚園に支払った額 ・1か月あたり12,300円 のいずれか低い額です。	・実際に保育園に支払った額 ・1か月あたり40,300円 (2歳児クラス以下の認定の方は45,700円) のいずれか低い額です。

◆ 2か所以上の施設に通っているとき

幼稚園・認可保育所に通っている方※は、幼稚園・認可保育所の保育料が無償化されますので、その他の施設は対象になりません。

認可外保育施設と一時預かりなどを併用されている方は、上限額までは、複数の施設の利用分を合算できます。

※ 預かり保育がない又は実施日数が少ない幼稚園（相模みのり幼稚園など）に限り、他の施設の利用分を合算できます。



書類提出・問い合わせ先

〒243-0422

海老名市中新田 377 番地

（えびなこどもセンター内）

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

電話：046-235-4824